

国リハ研紀 38 号
平成 29 年

<資 料>

補装具費支給制度の姿勢保持関連補装具における種目構造上の課題に関する市区町村調査

白銀 暁

(国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発部)

Questionnaire survey of municipal governments about problems of postural support devices in the grant system of prosthetic device expenses of Japan

Satoshi Shirogane

(Department of Assistive Technology, Research Institute,
National Rehabilitation Center for Persons with Disabilities)

Abstract

The grant system for prosthetic device expenses in Japan is important for people with disabilities, who live there. However, along with the complexity of the system, various problems are indicated in its operation. Municipal governments make decisions about the payment of prosthetic equipment expenses under the system, and some people point out the difficulty of dealing with personnel changes every few years. One possible solution is to revise the regulations. However, as doing so is expected to directly affect payment to users, it must be carefully considered. Such consideration requires more detailed and reliable information on the site situation. Therefore, we conducted a survey on the current situation and issues facing the municipal officials in charge of making payment decisions in municipalities that have not been previously subjected to a major survey. In this paper, we reported the survey results concerning the issues and demands related to the regulations on postural support prosthetic devices (wheelchairs, powered wheelchairs, seating systems, postural support chairs, standing support devices, and head support devices).

キーワード：障害者、自立支援、車椅子、電動車椅子、座位保持装置

Key words : Handicapped people, Self-reliance support, Wheelchair, Powered wheelchair, Seating Device

2017 年 7 月 7 日登録

2018 年 3 月 29 日採択

1. はじめに

車椅子、座位保持装置等の機器は、独力で歩行ができない、あるいは、座位を保てない者が利用し、その生活を補助する福祉用具の主要な品目の一つである。我が国における福祉用具の公的給付において、障害者総合支援法^[1]に基づく補装具費支給制度^[2]は、その根幹を成す制度であり、障害者の生活に密接に関係する重要なものである。同制度において、車椅子、座位保持装置に関連する補装具費種目として、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具がある。本報告では、これらを総称して姿勢保持関連補装具と呼ぶ。平成 27 年度の福祉行政報告例^[3]によれば、同制度における支給件数は車椅子 23,333 件、座位保持装置 9,338 件、電動車椅子 3,132 件、座位保持椅子 2,130 件、起立保持具 319 件、頭部保持具 552 件であった。これらを合わせた 38,804 件は、同制度による全支給件数のうち 24.5%を占めている。

しかしながら、その運用においては、さまざまな課題が指摘されている。伊藤^[4]は、代表的な姿勢保持関連補装具である車椅子について、その判定における問題点を指摘した。また、平成 24 年度にテクノエイド協会が実施した調査^[5]では、現行の種目において、車椅子と座位保持装置のように境界が曖昧で見極めが難しいものがあるなどの指摘があった。このような問題については、厚生労働省の補装具評価検討会においても議論に挙がっており、その対応策が求められている。また一方、補装具費支給制度における補装具費の支給決定は市区町村が行うが、担当者が数年で入れ替わることもあり、対応の難しさを指摘する声もある。これらに対する一つの解決策として、種目の構造をよりわかりやすいものに修正する方法が考えられるが、それは利用者への支給に直接的に影響すると予想されることから容易ではない。しかしながら、限られた財源の中でより効率的かつ効果的な制度運用に対応するためにも、これらの課題に配慮した種目構造等の整理・明確化を行うことは考慮されるべきであり、その検討のための資料が必要である。

そこで我々は、関係者にとってよりわかりやすく、より適正な制度運用を可能とするための同制度の見直しに向けた資料を収集することを目的に、過去の調査研究で主要な調査対象となることが少なかった市区町村の支給決定担当者を対象とし、現状や課題等に関する調査を行うこととした。本報告では、姿勢保持関連補装具（車椅子、電動車椅子、座位保持装置、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具）に関する種目構造上の課題や要望等について、得られた回答の集計および分析結果を提示する。

2. 方法

2.1. 対象

対象は、補装具の支給を司る全国の市区町村における担当者とした。調査を行った平成 27 年 12 月時点において、対象となる自治体数は 1,741 件（1718 市町村+東京 23 特別区）であった。

2.2. 調査方法

アンケートは、郵送調査として実施した。調査期間は 2016 年 1 月 15 日から 2 月 28 日までであった。期間は、当初、1 月 29 日を期限としていたが、より多くの回答を得るために、期限を 4 週間延長した。

2.3. 調査項目

調査に用いた設問と回答方法の概要を表1に示した。調査項目は、過去の調査結果等を参考にして、補装具の支給に関してわかりにくいと感じる点や、もし種目の構造を見直すとしたらどのように修正したほうが良いと感じている点などを明らかにするように構築した。また、回答のための選択肢は、できるだけ具体的な内容を示すように作成した。

設問1-7では、姿勢保持関連補装具の支給に際してわかりにくいと感じる点について尋ねた。設問8-9では、姿勢保持関連補装具の種目が多いことの要因の一つである「児のみ対応」について、その印象等を尋ねた。設問10-12では、その他、関連する事項等について自由記載によって広く意見を求めた。

表1. アンケート調査の設問と回答方法の概要

設問1	姿勢保持関連補装具の支給において、該当種目がわかりにくいと感じることがあるか。（4択、複数回答無し）
設問2	特に、どのような種目間で判断に迷うことがあるか。（6択、複数回答有り）
設問3	判断に迷う種目と、可能であればその状況等を具体的に。（自由記載）
設問4	姿勢保持関連補装具種目に関して、いくつかをまとめて整理することの必要性について。（5択、複数回答無し）
設問5	まとめて整理したほうが良いと考える種目は何か。（5択、複数回答無し）
設問6	設問5の選択肢の他に、まとめたほうが良いと考える種目があれば具体的に。（自由記載）
設問7	まとめないほうが良いと考える理由は何か。（自由記載）
設問8	児のみ対応の種目があることについて、わかりにくいと感じることはあるか。（4択、複数回答無し）
設問9	児のみ対応の種目に関して、障害者対応種目とまとめて整理することの必要性について。（4択、複数回答無し）
設問10	姿勢保持関連補装具種目に関して、貴自治体において要望の多い種目等について。（自由記載）
設問11	姿勢保持関連補装具種目に関して、基準に規定された構造や修理基準も含めて、削除・追加すべき事項はあるか。（自由記載）
設問12	その他、姿勢保持関連補装具種目に関して、判断の際に困ることなど。（自由記載）

2.4. 集計および分析の方法

得られた回答は、選択肢ごとに集計を行った。また、市区町村ごとの集計も合わせて行った。自由記載欄は記述内容を抽出し、設問3, 6, 7, 12については代表的な回答を整理した。設問10, 12については、IBM SPSS Text Analytics for Surveys 4.0 (IBM社)を用いて分析を行ってその構成要素と頻度数とを調べた。

3. 結果

3.1. 回収数と回収率

アンケートの回収数は805件で、回収率は46%であった。

3.2. 設問ごとの集計結果

設問ごとの集計結果を表2～表7にまとめた（表中、括弧内の数値は各合計数に対する百分率を表す）。姿勢保持関連補装具の種目の構造について、約70%が該当種目についてわかりにくいと感じることがあると回答した（設問1）。

表2. 設問1に対する回答の集計結果

		合計	問い：姿勢保持関連補装具の支給において該当種目がわかりにくいと感じることがあるか				
			大いにある	時々ある	ほとんどない	ない	不明
全体		805 (100.0)	148 (18.4)	423 (52.5)	198 (24.6)	30 (3.7)	6 (0.7)
市区町村 分類別	市	438 (100.0)	76 (17.4)	263 (60.0)	85 (19.4)	11 (2.5)	3 (0.7)
	区	17 (100.0)	2 (11.8)	14 (82.4)	1 (5.9)	0 (0.0)	0 (0.0)
	町	309 (100.0)	66 (21.4)	126 (40.8)	97 (31.4)	17 (5.5)	3 (1.0)
	村	39 (100.0)	4 (10.3)	18 (46.2)	15 (38.5)	2 (5.1)	0 (0.0)

具体的に判断に迷う種目としては、「車椅子と車椅子フレームを用いた座位保持装置」が38%と最多であり、続いて「座位保持装置と座位保持椅子」が24%であった（設問2）。そして、いくつかをまとめて整理すること必要性については、「大いに必要」と「必要」を合わせると約60%となり、「あまり必要でない」と「まったく必要でない」を合わせた約34%よりも多かった（設問4）。まとめて整理したほうが良いと考える種目としては、約85%が「車椅子と座位保持装置」を選択した（設問5）。また、児のみ対応の種目があることについて、わかりにくいと感じることがあるとの回答は約53%、感じることはないとの回答は約47%であった（設問8）。児のみ対応に関して種目をまとめて整理することの必要性については、「必要」とする意見が約48%に対して、「必要でない」とする意見が約52%と、ほぼ拮抗した（設問9）。

表3. 設問2に対する回答の集計結果

		合計	問い：どのような種目間で迷うことがあるか（複数回答有り）							
			車椅子と車椅子フレームを用いた座位保持装置	電動車椅子と車椅子フレームに電動ユニットをつけた座位保持装置	座位保持装置と座位保持具	座位保持装置と起立保持具	座位保持装置と頭部保持具	その他	不明	非該当
全体		571 (100.0)	455 (79.7)	264 (46.2)	296 (51.8)	105 (18.4)	74 (13.0)	24 (4.2)	3 (0.5)	234
市区町村 分類別	市	339 (100.0)	290 (85.5)	161 (47.5)	159 (46.9)	48 (14.2)	35 (10.3)	12 (3.5)	1 (0.3)	99
	区	16 (100.0)	11 (68.8)	10 (62.5)	14 (87.5)	8 (50.0)	1 (6.3)	1 (6.3)	0 (0.0)	1
	町	192 (100.0)	140 (72.9)	82 (42.7)	109 (56.8)	40 (20.8)	30 (15.6)	10 (5.2)	2 (1.0)	117
	村	22 (100.0)	13 (59.1)	9 (40.9)	12 (54.5)	9 (40.9)	8 (36.4)	1 (4.5)	0 (0.0)	17

表4. 設問3に対する回答の集計結果

		合計	問い：姿勢保持関連補装具種目に関して、いくつかをまとめて整理することの必要性					その他	不明
			大いに必要である	必要である	あまり必要でない	まったく必要でない			
全体		805 (100.0)	60 (7.5)	401 (49.8)	250 (31.1)	13 (1.6)	54 (6.7)	27 (3.4)	
市区町村 分類別	市	438 (100.0)	33 (7.5)	229 (52.3)	131 (29.9)	9 (2.1)	21 (4.8)	15 (3.4)	
	区	17 (100.0)	0 (0.0)	9 (52.9)	6 (35.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (11.8)	
	町	309 (100.0)	24 (7.8)	142 (46.0)	101 (32.7)	4 (1.3)	28 (9.1)	10 (3.2)	
	村	39 (100.0)	3 (7.7)	19 (48.7)	12 (30.8)	0 (0.0)	5 (12.8)	0 (0.0)	

表5. 設問4に対する回答の集計結果

		合計	問い：まとめて整理した方が良いと考える種目						
			車椅子と座位保持装置	座位保持装置と起立保持具	座位保持装置と頭部保持具	座位保持装置と排便補助具	その他	不明	非該当
全体		461 (100.0)	322 (69.8)	32 (6.9)	23 (5.0)	2 (0.4)	18 (3.9)	64 (13.9)	344
市区町村 分類別	市	262 (100.0)	190 (72.5)	12 (4.6)	14 (5.3)	0 (0.0)	12 (4.6)	34 (13.0)	176
	区	9 (100.0)	6 (66.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (11.1)	0 (0.0)	2 (22.2)	8
	町	166 (100.0)	116 (69.9)	17 (10.2)	7 (4.2)	1 (0.6)	5 (3.0)	20 (12.0)	143
	村	22 (100.0)	8 (36.4)	3 (13.6)	2 (9.1)	0 (0.0)	1 (4.5)	8 (36.4)	17

表6. 設問5に対する回答の集計結果

		合計	問い：児のみ対応の種目があることについて、わかりにくいと感じることはあるか				
			大いにある	時々ある	ほとんどない	ない	不明
全体		805 (100.0)	100 (12.4)	330 (41.0)	271 (33.7)	84 (10.4)	20 (2.5)
市区町村 分類別	市	438 (100.0)	41 (9.4)	179 (40.9)	168 (38.4)	42 (9.6)	8 (1.8)
	区	17 (100.0)	6 (35.3)	6 (35.3)	4 (23.5)	0 (0.0)	1 (5.9)
	町	309 (100.0)	48 (15.5)	133 (43.0)	81 (26.2)	36 (11.7)	11 (3.6)
	村	39 (100.0)	4 (10.3)	11 (28.2)	18 (46.2)	6 (15.4)	0 (0.0)

表7. 設問6に対する回答の集計結果

		合計	問い：児のみ対応の種目に関して、障害者対応種目とまとめて整理することの必要性				
			大いに必要である	必要である	あまり必要でない	まったく必要でない	不明
全体		805 (100.0)	70 (8.7)	296 (36.8)	367 (45.6)	32 (4.0)	40 (5.0)
市区町村 分類別	市	438 (100.0)	32 (7.3)	154 (35.2)	215 (49.1)	20 (4.6)	17 (3.9)
	区	17 (100.0)	4 (23.5)	5 (29.4)	6 (35.3)	0 (0.0)	2 (11.8)
	町	309 (100.0)	31 (10.0)	124 (40.1)	125 (40.5)	10 (3.2)	19 (6.1)
	村	39 (100.0)	2 (5.1)	12 (30.8)	21 (53.8)	2 (5.1)	2 (5.1)

3.3. 自由記載欄の分析結果

設問3において、判断に迷う種目として挙げられた回答を表3に示した。特例補装具のほか、構造フレームに車椅子を用いた完成用部品（座位保持装置）や、車載用座位保持椅子などが挙げられた。中には、姿勢保持関連補装具全体とする回答もあった。設問6において、まとめて整理したほうが良いと考える種目として挙げられた回答を表4に示した。座位保持装置と座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具が挙げられた。設問7、まとめないほうが良いと考える種目については、具体的な記載は得られなかった。設問11においては、種目から削除したほうが良いもの、追加したほうが良いものに分けて表5にまとめた。前者には「モジュラー式車椅子」、「起立保持具」、「座位保持椅子」などが含まれ、後者には「車載用座位保持椅子」、「プロンボード」、「現場のニーズに合った起立保持具」などが含まれた。設問10および設問12については、抽出した構成要素のうち、頻度数の高い20位までを表6、表7にまとめた。要望の多い項目としては、「車椅子」、「座位保持装置」、「電動車椅子」などが挙げられた。その他、困る点としては、「判断」、「なし」、「座位保持装置」などが挙げられた。

表8. 判断に迷う種目として挙げられた項目

項目
シーティングバギー
クッションの種類
完成用部品の車椅子フレーム
立位姿勢を保持し自走して移動可能な補装具
座位保持装置の車載用と座位保持椅子の車載用
座位保持椅子と頭部保持具
姿勢保持関連補装具全体
特例補装具

表9. まとめて整理したほうが良いものとして挙げられた項目

項目
座位保持装置と座位保持椅子
座位保持装置と起立保持具と頭部保持具
座位保持椅子と頭部保持具
座位保持椅子と起立保持具と頭部保持具
起立保持具と頭部保持具

表10. 削除・追加したほうが良いものとして挙げられた項目

削除したほうが良いもの	追加したほうが良いもの
起立保持具	車載用座位保持椅子
手動リフト式普通型車椅子	プロンボード
座位保持装置モールド型採寸	スタンディングフレーム
多機能キャスター	グローブ
支持部カバー脱着式	現場のニーズに合った起立保持具
モジュラー式車いす	座位保持装置の成長対応加算
起立保持具の構造「木材」を削除	6輪型電動車椅子
座位保持椅子	電動車椅子のフットサポート昇降機能
車椅子修理基準の塗装	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具の修理基準
	電動車椅子のリチウムバッテリー
	ペダル式車椅子
	電動車椅子の背パッド、座パッド
	構造フレームに車椅子を用いた座位保持装置
	立位保持装置
	プロンキーパー
	車椅子の風よけ
	クッションチェア
	座位保持装置冷却システム

表 11. 要望の多い種目に関する記載の構成要素と出現頻度

構成要素	出現頻度	構成要素	出現頻度
車椅子	549	支給	13
座位保持装置	324	児童	11
電動車椅子	102	頭部保持具	9
座位保持椅子	47	学校用	8
起立保持具	29	車載用	8
普通型	22	座位保持	6
オーダーメイド	20	座位保持装置付き	6
修理	20	障害児	6
複数	20	バギー	6
交付	14	特例	5

表12. 判断に困る点に関する記載の構成要素と出現頻度

構成要素	出現頻度	構成要素	出現頻度
判断	111	補装具	19
なし	103	確認	19
座位保持装置	87	申請	19
車椅子	77	意見書	18
支給	39	修理	18
必要	33	座位保持椅子	18
更生相談所	29	基準	16
判定	23	電動車椅子	16
部品	23	複数	15
児童	22	決定	13

4. 考察

本調査の回収率は46%であり、過去に行われた類似の調査^[5]とほぼ同じであった。このことから、少なくとも過去の調査と同程度の信頼性のある結果が得られたと考えられる。

結果を見ると、現状の種目構造がわかりにくいとする回答が70%となり、多くの担当者において判断に迷うケースがあるものと考えられる。ただし、市区町村担当者については数年で配置転換されることがあり、わかりにくいと感ずることはある程度避けられないのかもしれない。市区町村で比較してみると、町村レベルのほうが、わかりにくいと感ずることはないとの回答比率が高かった。これには、支給件数の少なさが影響している可能性があると考えられた。また、迷うことのある種目として、村レベルでは座位保持装置と頭部保持具の割合が他に比べて高かった(36.4%)が、その理由は不明であり、今後確認が必要かもしれない。

よりわかりやすい種目構造への見直しの手法として、いくつかをまとめて整理することを提示し、市区町村の別を問わず、これを支持する意見がある程度得られた。しかしながら、それを求めない意見も多くあった点には注意が必要であると考えられた。本調査では詳細な理由を確認できないが、種目をまとめた場合には、当然、現場に何らかの影響があるものと推察されることから、利用者や関連専門職等を含めた調査と慎重な検討が必要であると考えられる。なお、まとめて整理すること

の必要性を支持する回答者の多くは、車椅子と座位保持装置の統合を挙げた。両者は、使用目的が根本的に異なるものであるが、それを構成する製品や部品は共通するものが増えており、申請書類に示される製品名等で判断するものにとっては、区別が難しくなっているものと考えられた。児のみ対応については、市区町村の別を問わず、そのわかりにくさに関して意見は拮抗していた。市区町村担当者において、その必要性が十分に理解されており、ある程度受け入れられている現状が伺えた。ただし、児のみ対応の種目が複数存在することが、姿勢保持関連補装具の種目が多くなっている要因の一つであることは確かであり、引き続き検討が必要であると考えられた。

その他、自由記載から得られた結果の中には、現行制度ですすでに対応可能なものに対する要望や、現行制度への解釈が十分ではないと思われる回答も一部含まれていた。自治体の規模によっては、姿勢保持関連補装具の支給実績があまり無いケースもあり、解釈および実際に支給実務を行った経験の差が影響した可能性がある。今後、制度の見直しに向けた現場の確実なニーズを把握するためには、調査対象をある程度の支給実績がある自治体に限定して実施するほうが効率的であるかもしれない。

本調査結果から、市区町村の支給決定担当者における課題認識に関して、ある程度の情報が得られたものと考えられる。しかしながら、本調査では明確にできなかった点も多く、これで十分とは言えない。将来的な補装具費支給制度の見直しによる課題解決に向け、引き続きの情報収集と慎重かつ詳細な分析が必要である。市区町村間で回答傾向が異なる点があることについては、過去の支給実績が影響している可能性が考えられ、実績と照らし合わせた検討が必要かもしれない。また、今回、選択肢として示した以外の意見もあり得ると思われ、いくつかの自治体を選定してのインタビュー調査なども有効な手段となり得ると思えられる。さらに、自治体では担当者の配置転換の影響も大きいと考えられることから、調査回答者の勤続年数や該当部署の所属年数等の属性による分析も有効であると思われ、これらの点は今後の課題として残った。

謝辞

本調査にご協力いただいた各自治体の担当者の方々に深く感謝する。なお、本調査は、平成 27 年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定のあり方に関する調査研究」の助成によって行われた。

5. 文献

- 1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H17/H17HO123.html>（平成 29 年 8 月 31 日引用）

- 2) 厚生労働省. 補装具費支給制度の概要.

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/yogu/gaiyo.html>（平成 29 年 8 月 31 日引用）

- 3) 厚生労働省. 平成 27 年度福祉行政報告例の概況.

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/15/index.html>（平成 29 年 8 月 31 日引用）

- 4) 伊藤利之. 車いす交付基準と処方上の問題点. 日本義肢装具学会誌 9(2), 1993:113-119.
- 5) 公益財団法人テクノエイド協会. 厚生労働省平成 24 年度障害者総合福祉推進事業「補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査研究事業」報告書. 平成 25 年 3 月.